

ペストコントロール技能師 資格認証規程

平成 20 年 5 月 19 日 制 定

平成 21 年 5 月 26 日 一部改正

平成 24 年 1 月 19 日 一部改正

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本ペストコントロール協会（以下「当協会」という。）が、ペストコントロール技能師（以下「技能師」という。）の資格制度を定めることにより、当協会所属のペストコントロール従事者が、その資格を取得することによって、自らの身分と技術や知識の修得について社会に証明し、もってペストコントロール業界の社会的認知と地位の確立に資することを目的とするものである。

(定義)

第 2 条 この規程で、技能師とは、当協会会員（所属会員を含む）事業所に所属する有害生物の防除に従事する個人であって、所定の講習科目を履修して、当協会より技能師の資格認証を受けた者をいう。

(義務)

第 3 条 技能師は、有害生物の防除を行うにあたり関連法規を遵守し、総合的有害生物管理（IPM）の理念のもとに、適切な方法を選択し、環境等に配慮した施工を推進する。

- 2 技能師は、ペストコントロール業務に従事する際は交付された技能師証を常に携行し、第三者の求めがあった場合は速やかに提示する。

(運営)

第 4 条 技能師資格認証の実施主体は当協会とする。

第 2 章 技能師の講習及び認証

(技能師資格認証委員会)

第 5 条 当協会に技能師資格認証委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事業の運営を統括

する。

- 2 委員会の委員は、当協会会長が委嘱する。
- 3 委員会は、技能師を養成するため、第6条に定める講習科目を履修し、その考査等により一定の基準を満たした者について技能師として資格を認証する。
- 4 委員会のもと、学識者等若干名をもって組織される評価委員会を設置し、考査の出題及び合否判定等を行う。

(技能師認証講習)

第6条 技能師認証講習は、委員会が実施する。

- 2 技能師認証講習の研修内容は、次に掲げる事項を含むものとする。
 - (1) ペストコントロールの基礎に関する事項
 - (2) 総合的有害生物管理（IPM）の理念等に関する事項
 - (3) 薬剤の安全使用に関する事項
 - (4) ビジネスコンプライアンスやモラルに関する事項
 - (5) 考査
- 3 技能師認証講習は原則として5時間以上とし、必ず考査を含むものとする。
- 4 技能師認証講習に係るテキストについては、委員会がこれを策定する。

(技能師更新時教育)

第7条 技能師更新時教育は、委員会が実施する。

- 2 技能師更新時教育は、有効期限の更新を希望する技能師に対して実施し、研修内容については、委員会が別に定める。

(委託)

第8条 前2条に定める講習等の実施について、委員会はその一部または全部を外部機関等へ委託することができる。

- 2 委託内容に関しては、別に定める委託契約による。

(受講申請)

第9条 技能師資格の取得申請者は、技能師受講申請書（様式第1号）及び、写真、手数料を添えて所属会員事業所を通じて当協会に提出する。

(資格認証)

第10条 委員会は評価委員会の判定に基づき、技能師講習を受講し、考査に合格した者に対して資格認証としての技能師証（様式第2号）を交付する。

(変更事項の届出)

第 11 条 技能師証の有効期間中に、申請時に提出した事項に変更が生じた場合は、速やかに技能師証認証事項変更申請書（様式第 3 号）に変更事項の事実を証明する書類を添えて、当協会に届出なければならない。

- 2 前号のうち、技能師証表記事項に変更が生じた場合は、技能師証、申請者本人の写真および手数料を添えて、当協会に書き換えの申請をしなければならない。

（再交付）

第 12 条 技能師証を破損、汚損または紛失したときは、技能師証再交付申請書（様式第 4 号）に、破損、汚損した技能師証、申請者本人の写真および手数料を添えて、当協会に提出しなければならない。

- 2 紛失した技能師証が発見された場合は、速やかに発見された技能師証を当協会へ返納しなければならない。

（有効期間）

第 13 条 資格認証の有効期間は 3 年間とする。

- 2 有効期間の起算日は、新規認証として技能師証が交付された日から、初めて迎える 4 月 1 日とする。また、更新時の技能師証は更新前の有効期間から継続した 3 年間とする。

（更新の申請）

第 14 条 技能師認証を引き続き希望する者は、資格認証期間の満了までに技能師更新申請をしなければならない。

- 2 技能師更新申請者は、技能師更新申請書（様式第 5 号）及び、写真、手数料を添えて所属事業所を通じて当協会に提出しなければならない。

（更新の告知）

第 15 条 技能師更新申請手続きについては、当協会機関誌及びホームページ等により、告知を行う。

なお、更新該当年度の者には、直接告知する。ただし、第 11 条に基づく届け出がなされずに告知が届けられない場合、当協会はその責を負わないものとする。

（資格の喪失）

第 16 条 次の各号の一に該当する場合は、原則として一切の技能師資格を失い、技能師証を当協会に返納しなければならない。

- (1) 当協会会員事業所を退職した場合。
- (2) 所属事業所が当協会会員でなくなった場合。
- (3) 有効期限を過ぎても、更新手続きがされなかった場合。
- (4) 次条により認証の取り消し処分を受けた場合。

2 一旦資格を喪失した者が再度認証を希望する場合、新規の扱いとする。

(認証の取り消し等)

第 17 条 当協会会長は技能師が次の各号の一に該当した場合は、認証を取り消すことができる。

(1) 虚偽または不正の事実に基づいて認証を受けた場合。

(2) 不法行為、不安全行為により、技能師としての信用を著しく傷つけ、または当協会の不名誉となるような行為等、技能師として不適切と当協会が判断した場合。

2 前項により認証の取り消し処分を受けた者については、処分の日から満 2 年を経過するまでの間、認証申請を認めない。

(申請料等の不返還)

第 18 条 一旦当協会に納入した申請料等は、理由の如何にかかわらず返還しない。ただし、当協会の責による場合はこの限りではない。

第 3 章 手数料

(手数料)

第 19 条 認証等の手数料は別に定める。

第 4 章 雑則

(細則への委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、認証および講習の実施その他、この規程の運用に必要な事項は細則で定める。

付 則

(施行期日)

本規程は平成 20 年 5 月 19 日より施行する。

本規程の一部改正は平成 21 年 5 月 26 日より施行する。

本規程の一部改正は平成 24 年 1 月 19 日より施行する。

本規程の一部改正は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。